別表1 (第2条)

1 中小企業等は以下の表に該当する者を指す。

業種分類	定義
①製造業、建設業、運輸業	資本金の額又は出資の額が3億円以下の会社又は常時使用する従
	業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
②卸売業	資本金の額又は出資の額が1億円以下の会社又は常時使用する従
	業員の数が 100 人以下の会社及び個人事業主
③サービス業	資本金の額又は出資の額が5千万円以下の会社又は常時使用する
(ソフトウェア業・又は情報処理サービス業、旅館業を除く)	従業員の数が 100 人以下の会社及び個人事業主
④小売業	資本金の額又は出資の額が5千万円以下の会社又は常時使用する
	従業員の数が 50 人以下の会社及び個人事業主
⑤ゴム製品製造業	資本金の額又は出資の額が3億円以下の会社又は常時使用する従
(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	業員の数が 900 人以下の会社及び個人事業主
⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金の額又は出資の額が3億円以下の会社又は常時使用する従
	業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
⑦旅館業	資本金の額又は出資の額が5千万円以下の会社又は常時使用する
	従業員の数が 200 人以下の会社及び個人事業主
⑧その他の業種(上記以外)	資本金の額又は出資の額が3億円以下の会社又は常時使用する従
	業員の数が 300 人以下の会社及び個人事業主
⑨医療法人、社会福祉法人	常時使用する従業員の数が 300 人以下の者
⑩中小企業支援法第2条第1項第4号に規定され	上記①~⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員
る中小企業団体	規模以下の者
⑩特別の法律によって設立された組合又はその連	上記①~⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員
合会	規模以下の者

2 小規模事業者は、第1号に定める中小企業等であり、次の表に該当する者を指す。

業種分類	定義
商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く)	常時使用する従業員の数が5人以下の会社及び個人事業主
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数が20人以下の会社及び個人事業主
製造業その他	常時使用する従業員の数が20人以下の会社及び個人事業主

※「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を意味する。また、会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため、「常時使用する従業員」には該当しないものとする。